

さいたま市告示 第1075号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は本市建設局下水道部下水道総務課において縦覧に供する。

令和7年6月30日

さいたま市長 清水 勇人

1 供用及び下水道の処理を開始する年月日

令和7年7月1日

2 供用及び下水の処理を開始する区域

見沼区南中丸地内、見沼区御蔵地内、見沼区東宮下2丁目地内、西区大字指扇、見沼区大字小深作、見沼区大字風渡野、見沼区大和田町1丁目、大宮区三橋1丁目、南区大字大谷口地内の一部

3 公示面積

3.20ha

4 供用を開始する排水施設の位置

別紙図面のとおり

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

6 接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

埼玉県戸田市笹目5丁目37番地の14

荒川左岸南部流域下水道荒川水循環センター